

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	12	担当課	消防防災安全課
法令名	高圧ガス保安法	根拠条項	22-3	不利益処分の種類	輸入高圧ガスの廃棄等の命令	
<p>高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号) (輸入)</p> <p>第22条 高圧ガスの輸入をした者は、輸入をした高圧ガス及びその容器につき、都道府県知事が行う輸入検査を受け、これらが経済産業省令で定める技術上の基準(以下この条において「輸入検査技術基準」という。)に適合していると認められた後でなければ、これを移動してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 輸入をした高圧ガス及びその容器につき、経済産業省令で定めるところにより協会又は経済産業大臣が指定する者(以下「指定輸入検査機関」という。)が行う輸入検査を受け、これらが輸入検査技術基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合</p> <p>二 船舶から導管により陸揚げして高圧ガスの輸入をする場合</p> <p>三 経済産業省令で定める緩衝装置内における高圧ガスの輸入をする場合</p> <p>四 前二号に掲げるもののほか、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業省令で定める場合</p> <p>2 協会又は指定輸入検査機関は、前項の輸入検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、輸入された高圧ガス又はその容器が輸入検査技術基準に適合していないと認めるときは、当該高圧ガスの輸入をした者に対し、その高圧ガス及びその容器の廃棄その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>[参考条文]</p> <p>(1) 一般高圧ガス保安規則(昭和41年5月25日通商産業省令第53号) 第47条</p> <p>(2) 液化石油ガス保安規則(昭和41年5月25日通商産業省令第52号) 第46条</p> <p>(3) 冷凍保安規則(昭和41年5月25日通商産業省令第51号) 第32条</p> <p>(4) 容器保安規則(昭和41年5月25日通商産業省令第50号) 第7条</p>						